

**アフタースクール事業 運営業務委託に関する質問と回答** 今回の回答分は水色です

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	4	8 応募書類の受付・選定方法 (4) 提出書類 キ 見積書（様式第5号）	見積書の内訳にある管理経費は、經理事務や人材募集等に係る本部経費と見てよいか。	お見込みのとおりです。
2		4	8 応募書類の受付・選定方法 (5) 選考方法	採点方法について、「応募する1校ごとに採点され順位が決定する」のか、「法人ごとに採点され順位が決定する」のか教えてほしい。	概ね法人ごとに採点されますが、唯一「(3) 昼間の業務」にのみ、学校ごとに採点される項目があります。 そのうえで、順位は学校ごとに決定します。
3		6	9 委託期間 10 業務委託料	開設準備経費は委託料の金額に含まれるのか。	含まれません。 募集要項6頁「9 委託期間」に記載のとおり、「開設準備に要する経費は、受託者が負担すること」としています。
4		7	11 その他留意事項 (5) 契約保証金	36か月分の契約金額の100分の10以上を納めるということはよいか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	4	7 業務委託の内容 (2) 昼間の業務 ウ 繼続プログラム（有料）の企画・実施	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、継続プログラムの実施時期や回数、参加人数等に制限を設けるなどし、当初の予定通りに実施できなかった場合は委託料に影響するか。	仕様書4頁「ウ 繼続プログラム（有料）の企画・実施」に記載のとおり、「継続プログラムの実施に係る講師への謝礼、材料費、人件費等については、受託者が参加児童の保護者から集める参加費で全てを賄うこと」としており、委託料に影響はありません。
6	仕様書 別紙1	1	2 活動場所	「学校敷地内別棟」、「学校敷地内別棟（単独）」、「別棟（単独）」と記載が分かれるが、どのように異なるのか。	全て「学校敷地内別棟（単独）」と同義です。
7				アフタースクール実施中は、利用人数や状況等を問わず、全ての専用室及び兼用室を常時開放か。	アフタースクールを開所している時間においては、全ての専用室及び兼用室を児童の居場所や活動の場として優先的に利用することができます。 ただし、全ての部屋を利用しなければならないということではなく、利用児童が少ない日などは、利用する部屋数を限定して運営しても差し支えありません。
8				児童の発病等に伴い、休養する部屋やスペースはあるのか。また、保健室等の利用は可能か。	今回募集する学校の専用室は、全て子どもルームからそのまま移行しますので、一定の静養スペースは有しています。 保健室の利用は原則できません。